

那覇市公報

第 1 5 3 1 号

毎月 2 回 1，15 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

訓 令

- 那覇市消防広域化等検討委員会規程の一部を改正する訓令（総務課）…………… 360

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 361
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 363

公 告

- 首里城南ヒルズ建築協定の許可及び縦覧について（建築指導課）…………… 365
- 漂流物について（管財課）…………… 365
- 公告の訂正について（道路管理室）…………… 366
- 那覇市 N P O 活動支援センター指定管理者の指定申請について
（市民協働推進課）…………… 366

消防本部訓令

- 那覇市消防職員の 3 部制勤務の試行に伴う勤務時間等の特例に関する規程
（消防本部総務課）…………… 368
- 那覇市消防職員の 3 部制勤務の試行に伴う勤務時間等の特例に関する規程の一
部を改正する訓令（消防本部総務課）…………… 370

上下水道局規程

- 那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程（上下水道局総務課）
…………… 371

上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について(上下水道局総務課)
..... 373
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について(上下水道局総務課)
..... 373
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について(上下水道局総務課)
..... 374
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について (上下水道局総務課) 374
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について (上下水道局総務課) 375

訓 令

那覇市訓令第 8 号

平成22年 8 月 2 日

那覇市消防広域化等検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防広域化等検討委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市消防広域化等検討委員会規程(平成20年那覇市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第7条 [略] 2 幹事会は、総務部副部長、企画財務部副部長(企画調整課担当の副部長とする。以下同じ。)、企画財務部参事、健康福祉部副部長、健康福祉部健康保険局参事(健康推進課担当の参事とする。)及び総務部総務課市民防災室長並びに消防本部副消防長、<u>消防本部参事</u>及び消防本部総務課副参事(企画係担当の副参事とする。)で組織する。 3～5 [略] (事務局) 第8条 [略]	(幹事会) 第7条 [略] 2 幹事会は、総務部副部長、企画財務部副部長(企画調整課担当の副部長とする。以下同じ。)、企画財務部参事、健康福祉部副部長、健康福祉部健康保険局参事(健康推進課担当の参事とする。)及び総務部総務課市民防災室長並びに消防本部副消防長、<u>中央消防署長、西消防署長</u>及び消防本部総務課副参事(企画係担当の副参事とする。)で組織する。 3～5 [略] (事務局) 第8条 [略] <u>2 事務局に事務局長を置き、消防本部総務課長をもって充てる。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成22年8月2日から施行する。

告 示

那覇市告示第 8 4 号

平成 2 2 年 7 月 1 6 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 7 月 12 日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮里 千里
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801 (207)
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年 7 月 12 日
提供する個人情報 の 内 容	○氏名：[REDACTED] ○住所：沖縄県那覇市[REDACTED] 上記に関する次の事項について 1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先電話番号 3 料金支払方法（口座振替であれば取扱銀行名、口座番号等） 4 請求書送付先 5 その他参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県警察本部刑事部暴力団対策課長 司法警察員 警視 上村 正栄
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

那覇市告示第 8 5 号

平成 2 2 年 7 月 2 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 7 月 15 日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮里 千里
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801 (207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年 7 月 15 日
提供する個人情報の 内 容	○契約年月日 [REDACTED] ○契約先住所 沖縄県那覇市 [REDACTED] [REDACTED] ○契約者氏名 [REDACTED] 上記に関する次の事項について 1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先 3 料金請求書の送付先 4 料金支払い方法 口座振替であれば、取扱金融機関名、口座番号、口座名義人 5 解約があれば、その年月日、理由 6 その他参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項 (請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課 又は提供先	静岡県菊川警察署長 司法警察員 警視 甲斐 秀敏 様
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

公 告

那覇市公告第 8 7 号

平成 2 2 年 7 月 1 3 日

掲 示 済

首里城南ヒルズ建築協定の許可及び縦覧について

建築基準法第 7 3 条第 1 項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第 2 項の規定により公告する。また、同条第 3 項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|---------------|--|
| 1 認可番号 | 第 1 号 |
| 2 認可年月日 | 平成 2 2 年 7 月 1 3 日 |
| 3 建築協定の名称 | 首里城南ヒルズ建築協定 |
| 4 建築協定区域の地名地番 | 那覇市首里鳥堀町 5 丁目 3 9 - 2 7、他 1 4 筆 |
| 5 縦覧場所 | 那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘苅 2 - 3 - 1 新都心銘苅庁舎 5 F |

那覇市公告第 9 1 号

平成 2 2 年 7 月 1 5 日

掲 示 済

漂流物について

水難救護法 (明治 3 2 年法律第 9 5 号) 第 2 9 条第 1 項の規定により漂流物の引き渡しを受けたので、同法第 2 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり公告します。

なお、所有者は、那覇市総務部管財課に申し出てください。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- | | |
|------------|---|
| 1 漂流物 | 手漕ぎボート (長さ 3 . 3 m、幅 1 . 3 m、深さ 0 . 4 m)
F R P 製 |
| 2 揚収した巡視船艇 | 巡視船くだか |
| 3 揚収場所 | 残波岬の東方約 5 k m 付近海域 |
| 4 その他参考事項 | 事故情報もなく、また流失情報もないことから所有者は不明です。 |

- 5 保管場所 那覇港管理組合
 6 保管期限 平成23年1月14日
 7 問い合わせ先 那覇市役所総務部管財課
 物品・車両G 098 - 862 - 9904

那覇市公告第116号

平成22年8月2日

公告の訂正について

平成22年7月1日付け那覇市公告第77号にて公告した「平成22年度 公共事業に係る用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託」において、次のように訂正があるので公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成22年7月1日付け那覇市公告第77号の「平成22年度 公共事業に係る用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託」について次のように訂正する。

訂正する項目	訂正の内容	
	訂正前	訂正後
上から4行目	昭和46年那覇市契約規則。	1971年那覇市契約規則第13号。

那覇市公告第117号

平成22年8月2日

那覇市NPO活動支援センター指定管理者の指定申請について

那覇市NPO活動支援センター条例第18条に基づき、平成23年4月1日からの那覇市NPO活動支援センターの管理を行う民間非営利団体を次のとおり募集します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 名称及び位置
 名称 那覇市NPO活動支援センター
 位置 那覇市牧志3丁目2番10号「那覇市ぶんかテンプス館3階」
- 管理の基準及び業務の範囲
 那覇市NPO活動支援センター条例第4条に定めるもののほか、詳細につい

ては那覇市NPO活動支援センター応募要項及び同仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日(5年)

4 応募資格

(1) 指定期間中、センターの管理運営を円滑かつ安定して実施できる那覇市内に主たる事務所を有する民間非営利団体(法人格は必ずしも必要ではありません)とします。

複数の団体が、共同事業体を構成して申請する場合(以下「共同事業体」という。)には、複数の団体の中から、代表団体を決めて下さい。なお、単独で申請した団体が他の共同事業体の構成員となること、及び共同事業体の構成員が他の共同事業体の構成員になることはできません。

また、個人の応募は不可とします。

(2) 乙種防火対象物の防火管理者の資格を有する者を雇用していること。
(取得もしくは取得見込みを含む)

(3) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行なうものでないこと。

(4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

説明会に参加しない団体は、プレゼンテーションに参加することはできません。

5 指定申請の方法

(1) 募集要項等必要書類の配布

配布期間 平成22年8月2日(月)～8月31日(火)
土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで
配布場所 那覇市市民文化部 市民協働推進課
那覇市NPO活動支援センター

(2) 施設の視察及び説明会の開催

開催日時 平成22年9月1日(水)午後3時から2時間程度
開催場所 那覇市NPO活動支援センター
会議室(ぶんかテンプス館3階)
住所 那覇市牧志3-2-10

(3) 質問事項の受付及び回答

質問受付期間 平成22年9月2日(木)～9月16日(木)
午後5時必着
回答方法 質問に対する回答は、まとめて項目別に那覇市ホームページ上で公表します。個別、電話での回答はいたしません。
回答日 平成22年9月21日(火)

(4) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書(様式第1号)
イ 定款(法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類)
ウ 役員の名簿及び履歴書
エ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(様式2)
オ 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
カ 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算

書

キ 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書 (様式 3)

ク その他市長が必要と求める書類

(5) 申請提出期間、提出場所

申請提出期間 平成 22 年 9 月 22 日 (水) ~ 10 月 8 日 (金)

土日祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで

提出場所 那覇市市民文化部市民協働推進課
協働のまちづくり推進グループ
(仮庁舎 A - 10 番窓口)

6 問い合わせ先

〒900 - 8585 那覇市上之屋 1 丁目 2 番 1 号

那覇市市民文化部 市民協働推進課 協働のまちづくり推進 G

担当 新垣三千代、新垣美樹

TEL 098 - 861 - 3846 (直通)

FAX 098 - 861 - 3769

E-mail c-katu001@neo.city.naha.okinawa.jp

<http://www.city.naha.okinawa.jp/>

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第 3 号

平成 21 年 3 月 31 日

施 行 済

那覇市消防職員の 3 部制勤務の試行に伴う勤務時間等の特例に関する規程を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市消防職員の 3 部制勤務の試行に伴う勤務時間等の特例に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、3 部制による交替制勤務を試行することに伴い、交替制勤務の消防職員 (以下「交替勤務者」という。) の勤務時間等に関し、那覇市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程 (平成 4 年那覇市消防本部訓令第 1 号) 那覇市消防署勤務規程 (昭和 54 年那覇市消防本部訓令第 2 号) 及び那覇市消防本部救急業務規程 (昭和 61 年那覇市消防本部訓令第 3 号) 第 3 条第 2 項の特例を定めるものとする。

(勤務種別)

第2条 交替勤務者は、第1部、第2部及び第3部の3部に分けるものとする。

- 2 勤務時間を含む午前9時から翌日の午前9時までの間を当番とする。
- 3 当番終了時から翌日の午前9時までの間を非番とする。
- 4 非番終了時から翌日の午前9時までの間を週休とする。
- 5 交替勤務者は、当番、非番及び週休を繰り返すものとする。
- 6 非番及び週休の間は、勤務を要しないものとする。

(勤務時間の割振り)

第3条 交替勤務者の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。

- 2 交替勤務者の勤務時間は、午前9時から翌日の午前9時までの間において15時間30分とする。
- 3 前条第6項の規定にかかわらず、交替勤務者には、3週間に1回、週休のうちから7時間45分の勤務時間の割振りを行うものとする。
- 4 前2項の勤務時間の割振りは、消防長の承認を得て所属長が定める。

(休憩時間)

第4条 交替勤務者の休憩時間は、午前9時から午後5時45分までの間に1時間、午後5時45分から翌日の午前9時までの間に7時間30分とし、個々の休憩時間の割振りについては、所属長が指定する。

- 2 交替勤務者は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第33条第1項第1号の規定に基づき、前項の休憩時間中であっても、勤務場所を離れてはならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により勤務時間が割り振られた日の休憩時間については、毎日勤務の消防職員の休憩時間の例による。

(週休日)

第5条 交替勤務者の週休日は、3週間に6日割り振るものとし、個々の割振りについては所属長が指定する。

(休日の勤務)

第6条 交替勤務者は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)第7条第1項に規定する休日該当日であっても、その日が当番の日に該当するときは、勤務しなければならない。

(読替え)

第7条 那覇市消防署勤務規程第4条第1項中「反対部」とあるのは「次の当番の部」と、第5条第1項中「反対部」とあるのは「前の当番の部」と、「当務」とあるのは「当番」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか交替勤務者の勤務時間等について必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。
- 2 この訓令による交替制勤務は、平成21年3月31日17時45分に第2条第1項に規定する第2部の勤務から開始し、平成22年3月31日17時45分をもって終了する。
- 3 この訓令は、平成22年3月31日限り効力を失う。

那覇市消防本部訓令第 1 5 号

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

施 行 済

那覇市消防職員の 3 部制勤務の試行に伴う勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市消防職員の 3 部制勤務の試行に伴う勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市消防職員の 3 部制勤務の試行に伴う勤務時間等の特例に関する規程(平成 2 2 年那覇市消防本部訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 2 この訓令による交替制勤務は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日 1 7 時 4 5 分に第 2 条第 1 項に規定する第 2 部の勤務から開始し、平成 2 2 年 3 月 3 1 日 1 7 時 4 5 分をもって終了する。 3 この訓令は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。	付 則 2 この訓令による交替制勤務は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日 1 7 時 4 5 分に第 2 条第 1 項に規定する第 2 部の勤務から開始する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が惹かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日から施行する。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 0 号

平 成 2 2 年 7 月 6 日

公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成 1 7 年那覇市水道局規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(落札者が契約を締結しないとき) 第 1 9 条 [略] 2 前項の場合において、管理者は、<u>予定価格の範囲内で入札した次札人を落札者としてすることができる。</u> 3 <u>第 1 項の場合において、管理者は、予定価格の範囲内に入札した次札人が無いときは、当該入札を再度公告し、入札に付することができる。</u> 4 <u>第 1 項の場合において、落札者が第 8 条第 2 号の規定により入札保証金を免除された者であるときは、損害賠償金としてその者の見積もった金額の 1 0 0 分の 5 を徴収しなければならない。</u>	(落札者が契約を締結しないとき) 第 1 9 条 [略] 2 前項の場合において、管理者は、<u>地方公営企業法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号。以下「令」という。)第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 9 号及び第 3 項の規定により随意契約をすることができる。</u>
(一般競争入札の規定の準用及び指名の通知) 第 2 0 条 前章の規定は、指名競争入札による契約の場合にこれを準用する。	(一般競争入札の規定の準用及び指名の通知) 第 2 0 条 前章の規定は、指名競争入札による契約の場合にこれを準用する。<u>ただし、入札保証金の納付に</u>

2 [略]	<u>ついては、第8条の規定に該当する場合のほか落札者が契約を締結することが確実に認められるときは、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。</u> 2 [略]
(随意契約によることができる限度額等) 第22条 <u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第1号の規定により定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。</u> 表 [略] 2 <u>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定により定める手続は、次に掲げるとおりとする。</u> (1)～(2) [略]	(随意契約によることができる限度額等) 第22条 <u>令第21条の14第2項第1号の規定により定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。</u> 表 [略] 2 <u>令第21条の14第1項第3号の規定により定める手続は、次に掲げるとおりとする。</u> (1)～(2) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市上下水道局契約事務規程の規定は平成22年4月15日から適用する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 2 号

平 成 2 2 年 7 月 7 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者
2 8 3	誠設備工業	那覇市繁多川 5 丁目 2 0 番地 3	又吉 茂

那覇市上下水道局告示第 1 3 号

平 成 2 2 年 7 月 1 2 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
3 8 8	丸一設備工業	浦添市前田 6 1 4 番地 1	末吉 忠一郎	平成 2 2 年 7 月 1 2 日

那覇市上下水道局告示第 1 4 号

平成 2 2 年 7 月 1 4 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 2 号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者
3 0 3	(有)幸南設備工業	沖縄市室川 2 丁目 1 0 番地 1 4	幸喜 政明

那覇市上下水道局告示第 1 5 号

平成 2 2 年 7 月 1 4 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので
告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

新 規 指 定

指定 (登録) 番号	第 4 3 0 号
指定工事店名	丸一設備工業
営業所所在地	浦添市字前田 6 1 4 番地 1
代表者名	末吉 忠一郎
有効期間	自 平成 2 2 年 7 月 1 5 日 至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

那覇市上下水道局告示第 1 6 号
平 成 2 2 年 7 月 1 4 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

指定 (登録) 番号	第 9 6 号
指定工事店名	南西空調設備株式会社
営業所所在地	那覇市銘苅 1 丁目 1 0 番 1 2 号
代表者名	高良 正治
異動年月日	平成 2 2 年 6 月 3 0 日
異動事由	代表者の変更

指定 (登録) 番号	第 2 8 8 号
指定工事店名	有限会社 當山設備興業
営業所所在地	北谷町字玉上 2 2 5 番地 2
代表者名	當山 孝明
異動年月日	平成 2 2 年 6 月 3 0 日
異動事由	住所の変更